

検査結果表

(第1第1項第5号に規定する昇降機)

[エスカレーター]

当該検査に 関与した 検査者	氏名	検査者番号
	代表となる検査者	
	その他の検査者	

番号	検査項目	昇降機番号			
		検査結果	担当 検査者 番号	指摘 なし	要重点 点検
1	機械室				
(1)	機械室内の状況				
(2)	開閉器及び遮断器				
(3)	接触器、 繼電器及 び連転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準（　　） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日		
	ブレーキ用接触器の接点	接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準（　　） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日		
(4)	ヒューズ				
(5)	絶縁 電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超える300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ			
(6)	接地				
(7)	電動機				
(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況 バッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ブランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） 非常停止時の階段停止距離測定 (V²/9≤階段停止距離≤600mm)	適・否	mm	mm

[エスカレーター]

当該検査に 関与した 検査者	氏名	検査者番号		
	代表となる検査者			
	その他の検査者			
	昇降機番号			
	検査項目	検査結果		
		担当 検査者 番号		
1	機械室			
(1)	機械室内の状況			
(2)	開閉器及び遮断器			
(3)	接触器、 繼電器及 び連転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準（　　） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日	
	ブレーキ用接触器の接点	接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準（　　） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日	
(4)	ヒューズ			
(5)	絶縁 電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超える300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ		
(6)	接地			
(7)	電動機			
(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況 バッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ブランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） 非常停止時の階段停止距離測定 (V²/9≤階段停止距離≤600mm)	適・否	mm

[エスカレーター]

番号		検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正 なる基準 値	既存 不適格	
(9)	減速機						
駆動鎖	駆動鎖の張りの状況						
	イ. 製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況	適・否					
	駆動鎖の伸び						
	イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ						
	イ. 構造上対象外						
ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%)		mm・%					
要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%					
ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%)		mm・%					
要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%					
二. 齒面を目視により確認	適・否						
給油の状況	適・否						
(11)	踏段反転装置						
2	昇降口						
(1)	ランディングプレート						
(2)	くし板						
(3)	くし板及び踏段のかみ合い						
(4)	インレットガード						
(5)	昇降起動スイッチ						
(6)	警報及び運転休止スイッチ						
(7)	速度 定格速度 (m/min)	上昇 下降	m/min m/min				
3	中間部						
(1)	ハンドレール駆動装置						
(2)	ハンドレール						
(3)	内側板						
(4)	踏段						
(5)	踏段レール又はローラー						
(6)	踏段鎖、ベルト 又は踏段相互の すき間	踏段鎖の給油の状況 ベルトの劣化の状況 踏段相互のすき間	適・否 適・否 mm				
(7)	スカートガード						
4	安全装置						
(1)	インレットスイッチ						
(2)	非常停止ボタン						
(3)	スカートガードスイッチ						
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ						
(5)	踏段浮上り検出装置						
(6)	駆動鎖切断時 停止装置	作動の状況 可動部の状況 設定の状況	適・否 適・否 適・否				
(7)	ハンドレール停止検出装置						

[エスカレーター]

番号		検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正 なる基準 値	既存 不適格	
(9)	減速機						
駆動鎖	駆動鎖の張りの状況						
	イ. 製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況	適・否					
	駆動鎖の伸び						
	イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%)		mm・%				
	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ						
	イ. 構造上対象外						
ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%)		mm・%					
要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%					
ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%)		mm・%					
要是正となる基準値 (mm・%)		mm・%					
二. 齒面を目視により確認	適・否						
給油の状況	適・否						
(11)	踏段反転装置						
2	昇降口						
(1)	ランディングプレート						
(2)	くし板						
(3)	くし板及び踏段のかみ合い						
(4)	インレットガード						
(5)	昇降起動スイッチ						
(6)	警報及び運転休止スイッチ						
(7)	速度 定格速度 (m/min)	上昇 下降	m/min m/min				
3	中間部						
(1)	ハンドレール駆動装置						
(2)	ハンドレール						
(3)	内側板						
(4)	踏段						
(5)	踏段レール又はローラー						
(6)	踏段鎖、ベルト 又は踏段相互の すき間	踏段鎖の給油の状況 ベルトの劣化の状況 踏段相互のすき間	適・否 適・否 mm				
(7)	スカートガード						
4	安全装置						
(1)	インレットスイッチ						
(2)	非常停止ボタン						
(3)	スカートガードスイッチ						
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ						
(5)	踏段浮上り検出装置						
(6)	駆動鎖切断時 停止装置	作動の状況 可動部の状況 設定の状況	適・否 適・否 適・否				
(7)	ハンドレール停止検出装置						

[エスカレーター]

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既存 不適格	既存 不適格	
5 安全対策						
(1)	交差部固定保護板					
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵					
(3)	落下物防止網					
(4)	階段上直部の障害物					
(5)	交差部可動警告板					
(6)	階段面注意標識					
(7)	登り防止用仕切板					
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置					
6 その他						
(1)	車いす搬送用階段					
7 上記以外の検査項目						

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的な内容等	改善策の具体的な内容等	改善(予定) 年月

[エスカレーター]

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既存 不適格	既存 不適格	
5 安全対策						
(1)	交差部固定保護板					
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵					
(3)	落下物防止網					
(4)	階段上直部の障害物					
(5)	交差部可動警告板					
(6)	階段面注意標識					
(7)	登り防止用仕切板					
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置					
6 その他						
(1)	車いす搬送用階段					
7 上記以外の検査項目						

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的な内容等	改善策の具体的な内容等	改善(予定) 年月